

Jトピック

お客様と「中間処分場」の現地確認・講習会を実施しました！



産業廃棄物のご契約をしている処分場などの見学は、努力義務となっており、現状は罰則の対象とはなりません。委託先の処理状況の確認義務は排出者にあります。もし処分場などに不具合があれば措置命令の対象になる可能性があります。弊社では、定期的に処分場などの現地確認と講習会を実施し、お客様が排出された産業廃棄物がどのように処分されているかを確認して頂いております。無料参加となっておりますので、今後もご案内させて頂く折には、是非ともご参加をお待ちしております。



平成27年9月8日 西部サービス㈱神戸工場（RPF製造工場）



平成27年9月10日 ㈱ダイカン本社（焼却工場）

Jグループ STAFF 紹介 (\*^\_^\*) 「日々奮闘！新入社員♪」



内園 青木 藪野

名 前： 青木 勇司（アオキ ユウジ）  
 所 属： ㈱ジェイ・ポート  
 勤 続 年 数： 7ヶ月  
 生 年 月 日： 平成6年9月15日  
 業 務 内 容： ドライバー、構内作業  
 趣 味： 野球、食べる事、サーフィン



産廃の仕事は覚える事が多いので大変ですが、とても遣り甲斐のある仕事だと思っています。これからはムキムキになって筋肉マンの様な体になり、重たい物でも軽く持てる様になりたいです。あいさつ、笑顔、元気を忘れず一人の人間として成長していきたいと心から思っています。

名 前： 内園 澄博（ウチソノ スミヒロ）  
 所 属： ㈱ジェイ・ポート  
 勤 続 年 数： 7ヶ月  
 生 年 月 日： 平成9年2月4日  
 業 務 内 容： 構内作業  
 趣 味： バスケ、カードゲーム



先輩たちの指示を聞いたり、仕事の様子を見たりしながら、自分の成長に役立てたいと思います。入社して数か月が経ちましたが、それでもまだまだ解らない事がたくさんあります。これからも先輩達を見習って、早く仕事を覚える事が、今の僕の目標です。

名 前： 藪野 弘騎（ヤブノ コウキ）  
 所 属： ㈱ジェイ・ポート  
 勤 続 年 数： 7ヶ月  
 生 年 月 日： 平成8年5月16日  
 業 務 内 容： ドライバー、構内作業  
 趣 味： 蹴球、フットサル



入社して7ヶ月ですが、まだまだ解らない事が沢山あるので、早く覚えて会社に貢献できる様な、そんな human になりたいと思います!!!

編集後記

秋の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。さて、今月の特集にしております中間処理施設が開始しましたが、営業の私からすると・・・念願が叶いました！弊社は、積み替え保管地（中継地）を所有する「収集運搬業」の許可だけでした。積み替え保管地には、お客様のお持込もあり、弊社が処分業者とされている場合が多々ありました。産業廃棄物業務委託契約でも、「収集運搬業」と「処分業」の各々の契約が必要であり、弊社が窓口なのに、違う会社名が出てくる事に対して、度々ご説明が必要でした。今まで通りに、違う処分場のご案内もできますので、「どんなゴミでも」弊社にご依頼頂いたら適正に処理させて頂きます。まだ稼働した所なので、今後の運用を楽しみに「幅広くお客様の輪を広げる事ができたら良いな」と思っております。また、処分場の裏には開けた敷地があり、イベントなどを開催できれば！と計画しています。現地確認も承っておりますので、ご希望のお客様はお申し出ください。今後とも宜しくお願い致します。



平成27年10月20日 吉本 聖美

～通信 report～



〒538-0041 大阪市鶴見区今津北3丁目3番13号

http://www.jgroup-osaka.com

平成27年10月 第28号

有限会社城東衛生  
 ☎ 0120-889-530  
 株式会社ジェイ・ポート  
 ☎ 0120-445-138  
 株式会社ジェイブリッジ  
 ☎ 0120-530-398

ご挨拶

秋晴れの候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。さて、この度弊社は大阪市此花区梅町の地で、循環型社会の形成、地球環境保全に貢献するため、産業廃棄物処分業、破碎の中間処理の許可を取得し、9月28日より営業を開始致しました。弊社は常々、利便性の追求と共に、安全性、安定性の追求を模索しており、中間処理の許可を取得する事で廃棄物の最終処分地と直接契約やり取りができ、皆様方の廃棄物に価格面も含めより安全性、安定性に責任を持つ事が出来ると考えております。また、主に硬質プラスチックを破碎し、リサイクルを行う事で皆様方の廃棄物のリサイクル率アップに寄与出来ると思っております。何分、弱小会社の小さな工場ですがお近くに来られた際は是非、お立ち寄り頂き工場見学などして頂ければと存じます。最後になりましたが、なお一層のご協力、ご指導、ご鞭撻を賜りますようご協力の程、宜しくお願い致します。皆様方には引き続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。



平成27年10月20日 樋下 茂



平成27年3月13日 地鎮祭の様子



施工中の様子



Jグループ メディア 掲載情報！

平成27年6月19日「公益社団法人大阪府産業廃棄物協会」の定時総会で表彰式行われ、当社代表取締役が「優良事業所表彰」を授与した事が掲載されました。



平成27年8月7日「なにわサンバイ整」開催、第2部司会進行役を当社営業の吉本聖美が務めた事が掲載されました。



公益社団法人大阪府産業廃棄物協会発行（クリーンライフ2015年9月号 vol62）



週刊循環経済新聞（平成27年10月5日発行）

カンボジアで自社店舗を運営している事、破碎新工場（此花区）が完成した事が掲載されました。（ジェイブリッジ）



週刊循環経済新聞（平成27年10月12日発行）

今の特集「中間処理施設」始動しました！



この度、大阪市此花区梅町に産業廃棄物中間処理施設を開設いたしました。  
 「此花リサイクル工場」では、弊社でこれまで培ってきた廃棄物のノウハウを生かし、廃棄処理だけでなく、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を更に追求し、循環型社会に貢献、地球の環境保全に努めていきます。**平成27年9月11日「産業廃棄物処分業許可」を取得しました。**これにより当社は、「引取り回収」お客様が直接運んで頂く「お持込（積替え保管）」、それに加え集まった廃棄物の「破碎処分」も可能になりました。また、今まで通り、収集運搬業として各処分場のご案内もしておりますので、“どんなゴミでもワンストップ”で適正処理をさせていただきます。

【外観】



★トラックスケール完備



工場裏は海、向かい側には大阪市の資源ゴミ処理工場が見えます。

工場裏には開けた敷地があり、「感謝祭」などのイベントが催せます。

【産業廃棄物処分業許可証】



【破碎機】

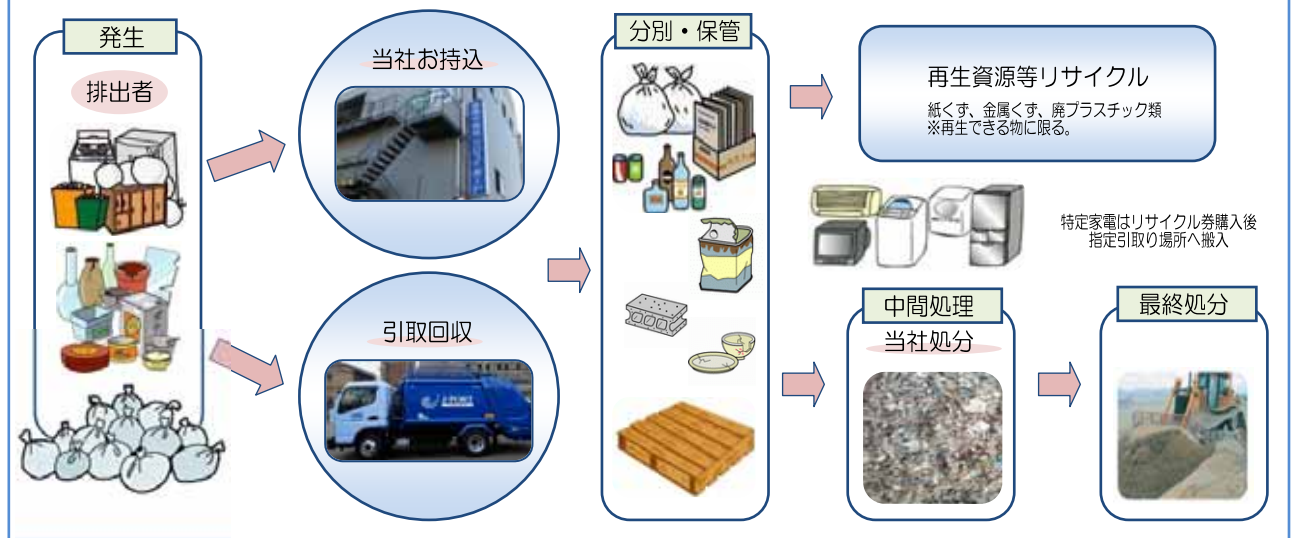


【保管場所】



破碎後の廃棄物

【排出から処分までの流れ（当社処理フロー）】



循環型社会形成推進基本法トピック

循環型社会形成推進基本法の骨子

法の対象となる物を有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進。  
 処理の「優先順位」を初めて法定化。  
 国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で取り組んでいく為、これら主体の責務を明確にする。特に、事業者・国民の「排出者責任」を明確化。生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立。

循環・3R・廃棄物処理に関係のある法律等

■ 循環基本法 ■

<p><b>公害対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染防止法（※）</li> <li>自動車NOx・PM法</li> <li>水質汚濁防止法（※）</li> <li>浄化槽法（※）</li> <li>下水道法</li> <li>騒音規制法（※）</li> <li>振動規制法（※）</li> <li>土壌汚染対策法</li> <li>悪臭防止法（※）</li> <li>工業用水法</li> <li>ビル用水法</li> <li>公害防止管理者法</li> </ul>	<p><b>循環型社会形成推進基本法</b></p> <p><b>3Rの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資源有効利用促進法</li> </ul> <p><b>リサイクルの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>容器包装リサイクル法</li> <li>家電リサイクル法</li> <li>建設リサイクル法</li> <li>食品リサイクル法</li> <li>自動車リサイクル法</li> <li>小型家電リサイクル法</li> </ul>	<p><b>国際条約</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動枠組条約</li> <li>バーゼル条約</li> <li>ロンドン条約</li> <li>マルポール条約</li> <li>POPs条約</li> <li>ウィーン条約とモントリオール議定書</li> <li>水質に関する水質条約</li> </ul> <p><b>地球環境対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策推進法</li> <li>オゾン層保護法</li> <li>フロン排出抑制法</li> <li>省エネ法</li> <li>再生可能エネルギー特別措置法</li> <li>バイオマス活用推進基本法</li> <li>海洋汚染防止法（※）</li> <li>バーゼル法（※）</li> </ul>
<p><b>有害化学物質対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>PCB特別措置法（※）</li> <li>ダイオキシン類対策特別措置法（※）</li> <li>水質汚濁防止法</li> <li>PRTR法</li> <li>化学物質審査規制法</li> </ul>	<p><b>廃棄物の適正処理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理法（※）</li> </ul> <p><b>施設整備、処理促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物処理特定施設整備法</li> <li>産業特別措置法</li> <li>広域圏整備センター法</li> <li>中間貯蔵・環境安全事業株式会社法</li> </ul>	<p><b>環境汚染未然防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価法</li> </ul>
<p><b>放射線物質対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉等規制法</li> <li>放射線障害防止法</li> <li>放射性物質汚染対処特別措置法</li> </ul>	<p><b>環境配慮型製品の普及</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グリーン購入法</li> <li>環境配慮契約法</li> <li>環境配慮促進法</li> </ul>	
<p><b>自主的取組みの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ISO14001</li> <li>エコアクション21等</li> </ul>		

（※）廃棄物処理法第14条第5項に定める許可等に係る欠格要件の対象となる法律

**循環型社会形成推進基本法**  
 （平成12年6月2日法律第110号）  
 循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項等を規定している。

【処理の優先順位を法定化】  
 発生抑制（リデュース）  
 再使用（リユース）  
 再生利用（マテリアルリサイクル）  
 熱回収（サーマルリサイクル）  
 適正処分（埋立）

**資源有効利用促進法**  
 （平成3年4月26日法律第48号）  
 「再生資源の利用の促進に関する法律」の改正法として制定されたもの。製品の環境配慮設計（軽量化、解体の容易化等に配慮した設計）製造工程で生じる副産物のリデュース・リサイクル（事業所のゼロ・エミッション）といった3Rに関する様々な取組みを促進することにより、循環経済システムの構築を目的としている。

**グリーン購入法**  
 （平成12年5月31日法律第100号）  
 国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的としている。